

46隊訓 7

陸上自衛隊冬季戦技教育隊の組織等に関する訓令

陸上自衛隊訓令第7号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊冬季戦技教育隊の組織等に関する訓令を次のように定める。

昭和46年7月23日

防衛庁長官 増原 恵吉

陸上自衛隊冬季戦技教育隊の組織等に関する訓令

改正 平成23年4月19日省訓第20号

（任務）

第1条 陸上自衛隊冬季戦技教育隊（以下「教育隊」という。）は、陸上自衛官に対し、積雪寒冷地における戦闘及び戦技の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、積雪寒冷地における部隊の運用等に関する調査研究を行なうことを任務とする。

（冬季戦技教育隊長）

第2条 教育隊の長は、冬季戦技教育隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、教育隊の隊務を総括する。

（副隊長）

第3条 教育隊に、副隊長1人を置く。

2 副隊長は、2等陸佐をもって充てる。

3 副隊長は、隊務につき隊長を助け、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは隊長の職務を行なう。

（委任規定）

第4条 この訓令に定めるもののほか、教育隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、昭和46年7月24日から施行する。

附 則（平成23年4月19日防衛省訓令第20号）

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。